

第25期第31回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和8年2月5日(木曜日) 13:30~14:10

(2) 会議の場所 市庁舎6階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

| | | | |
|-----|------|------|-------|
| 第1番 | 岡田悦明 | 第10番 | 田村伊佐雄 |
| 第2番 | 安藤育雄 | 第11番 | 田坂健次 |
| 第3番 | 藤田幸正 | 第13番 | 小野春雄 |
| 第4番 | 塩見敏夫 | 第14番 | 伊藤繁次郎 |
| 第5番 | 村上壽一 | 第15番 | 眞鍋篤俊 |
| 第6番 | 横井直次 | 第16番 | 土岐典子 |
| 第7番 | 寺尾俊行 | 第17番 | 渡邊勝俊 |
| 第8番 | 星加誠 | 第18番 | 石川千壽子 |
| 第9番 | 藤田隆 | 第19番 | 山口三七夫 |

(2) 農地利用最適化推進委員

| | | | |
|-----|------|------|-------|
| 第1番 | 矢野一臣 | 第8番 | 神野明仁 |
| 第2番 | 近藤孝志 | 第9番 | 近藤美喜男 |
| 第3番 | 加藤宏司 | 第10番 | 千葉英明 |
| 第4番 | 永易博隆 | 第11番 | 土岐秀男 |
| 第5番 | 小野義尚 | 第12番 | 飯尾博光 |
| 第6番 | 井下八郎 | 第13番 | 高橋秀実 |
| 第7番 | 神野伸二 | 第14番 | 神野鉄治 |

(3) 欠席委員

なし

3 会議に出席した事務局職員

事務局長 原道樹

事務局次長 竹林啓
主任 井上貴清

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について



13時30分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員18人・推進委員14人でございます。よって、委員、全員出席であることを御報告いたします。

それでは、藤田会長よろしく願いいたします。

【藤田会長】

皆さん、こんにちは。

ここ数日は非常に暖かくて過ごしやすかったのですが、やはり今日はまたそれなりに寒さが戻ってきました。昨日は立春でしたが、冬至から春分の日までのちょうど中間が立春で、このあたりが1年の中で寒さが厳しい時期だと言われていています。特に1月20日の大寒から立春までは1番寒い時期ですね。

皆さんも外で作業をすることが多いと思いますので、これから暖くなるのはありがたいことです。松山市では椿さんが終わると寒さが和らぐとよく言われます。今年の椿さんは2月23日から25日までで、その頃から徐々に過ごしやすくなっていく、ということのようです。

1日も早く、楽に過ごせる暖かさがやって来るよう、皆さんと一緒に願っておきたいと思います。

それでは、ただいまから第31回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係の議案第1号から第3号までを議題といたします。また、農政関係につきましては、議題はありませんが、事務局から農業委員及び推進委員の募集要項について、説明があります。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において 星加誠委員と藤田隆委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

それでは、これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号は決議事項、第2号及び第3号は意見事項となっております。加えまして、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農地の所有権移転について」を議題に供します。また、寺尾俊行委員が

関係しておりますので、退室願います。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退室)

【藤田会長】

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第1号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は3件です。

2ページをお開きください。

6番、阿島二丁目、田1筆、面積644㎡、譲受人は市内在住の1-1さん。譲受人は、現在1反3畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、当該申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは水稻を予定しているとのことです。

7番、光明寺一丁目、田2筆、合計面積1,460㎡、譲受人は市内在住の1-2さん。譲受人は、現在1反5畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、当該申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは水稻を予定しているとのことです。

3ページを御覧ください。

8番、船木字檜之端、畑2筆、合計面積132㎡、譲受人は市内在住の1-3さん。譲受人は、今回、新規に営農を開始することを目的に、当該申請地を取得するため、申請が提出されたもので、許可後の作付けはミカンを予定しているとのことです。

以上、6番から8番までのいずれの事案につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、6番は井下八郎委員から、7番は田坂健次委員から、8番は藤田隆委員からそれぞれ報告をいただきます。

まず、井下八郎委員をお願いします。

【井下委員】

それでは報告させていただきます。

今回の申請地は、昨年まで稲作が行われており、非常にきれいに管理されてきた農地です。また、この申請地は譲受人が所有する田んぼと隣接しており、境界も明確で、地域との調和の面でも特に問題はありません。

譲受人も耕作への意欲が十分にあり、許可しても支障はないと判断しております。どうぞよろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、田坂健次委員お願いします。

【田坂委員】

現地調査の結果について報告いたします。

申請地は現在耕作されていませんが、定期的に草刈りが行われており、草の除去・管理が適切にされているため、いつでも稲作に利用できる状態です。境界は石垣の段差によって明確になっており、進入路や水路についても特に問題はありません。

また、申請地は譲受人宅から近く、農作業や作物管理に非常に適した立地です。譲受人は地元の農家で育ち、豊富な知識と技術を有しており、農業経営の拡大も目指されています。農業関連の行事にも積極的に参加しており、周辺住民への聞き取り調査でも、地域との調和に問題はないことが確認できました。

以上のことから、許可しても支障はないと判断しております。御審議の程よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、藤田隆委員お願いします。

【藤田(隆)委員】

報告させていただきます。

譲受人等への聞き取りは、1月21日に実施し、その際、譲受人と行政書士が同席されました。申請地は、主要道路の付近に位置する農地で、周辺には譲受人が代表取締役を務める会社が隣接しています。以前、申請地は北側と南側に分けられた2区画で構成されており、今回の対象はそのうち道路に面した北側部分で、細長い形状となっています。今回の議案では、3条申請と同時に5条申請も提出されており、5条については露天資材置場および露天駐車場として利用する計画とされています。

内容確認の過程で疑問点として挙げたのは、なぜ道路に面した土地を農地のまま残すのかという点でした。申請地を転用すれば道路側からの進入が可能となり、利便性が高まるため、許可後に農地部分を実質的な進入路として利用するのではないかという懸

念があり、譲受人と行政書士に確認を行いました。

その結果、当該部分について転用の予定はないとの回答を得ました。行政書士が「農地を転用するには一定期間先になる」と説明した際にも、譲受人は「将来的にも転用する予定はない」と明確に述べています。

また、道路側を農地として残した理由については、隣接地に自社の敷地があり、5条申請の区域と行き来が可能であるため、利便性を考慮して南側のみ転用したとの説明がありました。

以上の理由から、申請地は隣接地との境界も明確であり、許可して差し支えないと判断いたしました。

以上、御審議の程よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、6番から8番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは議案第1号の審議が終了しましたので、寺尾委員の入室を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(委員入室)

【藤田会長】

休憩前に引き続き会議を開きます。

4ページをお開きください。

議案第2号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第2号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で申請件数は7件です。

5ページを御覧ください。

13番、外山町、田1筆、譲受人は2-1さん。内容は自己住宅1戸95.23㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

14番、萩生字岸ノ下、畑1筆、譲受人は2-2さん。内容は賃貸集合住宅1棟185.38㎡、一体利用地として宅地370.31㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

15番、本郷一丁目、畑1筆、譲受人は2-3さん。内容は貸し露天駐車場、一体利用地として山林89㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

6ページをお開きください。

16番、中村松木二丁目、畑1筆、譲受人は2-4さん。内容は自己住宅1戸89.43㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

17番、萩生字本郷、田2筆、譲受人は2-5さん。内容は露天資材置場、一体利用地として宅地48.25㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

18番、久保田町一丁目、田1筆、譲受人は2-6さん。内容は宅地分譲3区画、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

7ページを御覧ください。

19番、船木字檜之端、畑3筆、譲受人は2-7さん。内容は露天資材置場及び露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、13番から19番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても、認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程よろしく申し上げます。

【藤田会長】

以上、13番から19番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

【村上委員】

19番の2-7さんと議案第1号8番の1-3さんの議案は関連しているのに、住所

が異なるのはどうしてなのでしょう。

【藤田会長】

申請者が法人か個人かの違いによります。

【永易委員】

露天資材置場・露天駐車場は建物ではないから1,000㎡を超えても開発行為にはならないという理解でよろしいですか。

【藤田会長】

そのとおりです。

先程のように、質問、意見、確認を含めて何でも聞いていただいて結構ですので、ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

8ページをお開きください。

議案第3号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を議題に供しますが、真鍋篤俊委員と加藤宏司委員が関係しておりますので、退室願います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退室)

【藤田会長】

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第3号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)でございます。

当該計画(案)の内容といたしましては、田14筆、畑9筆、合計面積16,128

m²でございます。

9ページ及び10ページを御覧ください。

権利の設定を受ける者は、10番の3-1さんから32番の3-2さんまでの10名でございまして、内訳といたしましては、再設定23筆のうち、期間については20年間が1筆、10年間が1筆、6年間が2筆、5年間が19筆で、権利の種類については使用貸借権が22筆、賃貸借権物納が1筆となっております。

以上の事案につきまして、申出書等にて一般的な要件を満たしていることを確認いたしております。御審議よろしくお願いたします。

【藤田会長】

以上、2番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

【小野(春)委員】

10ページの32番について参考にお聞きします。使用貸借権20年とありますが、最高何年まで設定できますか。

【竹林事務局次長】

使用貸借権の期間についての上限は、特にございません。

【藤田会長】

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を承認相当として機構に意見を送付いたします。それでは議案第3号の審議が終了しましたので、両委員の入室を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(委員入室)

【藤田会長】

休憩前に引き続き会議を開きます。

11ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

引き続き、農業委員及び推進委員の募集要項について、事務局から説明をお願いします。

【原事務局長】

<説明>

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第31回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。

14時10分閉会



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員